

業務委託契約書（案）

1 委託業務名 令和8年度 車両管理業務（玉川ダム管理事務所）

2 委託金額 基本月額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 契約保証金

愛媛県東予地方局（以下「甲」という。）と（以下、「乙」という。）とは、
上記業務の委託について、別記の条項により業務委託契約を締結する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 住 所 愛媛県西条市喜多川796番地の1
名 称 愛媛県東予地方局
代表者 局長 河上 芳一

乙 住 所
商号又は名称
代表者

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約書（頭書及び別記を含む。以下同じ。）に基づき、別添の仕様書に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(指示等の書面主義)

- 第2条 甲及び乙は、この契約書又は仕様書に定める指示、催告、請求、通知、報告、承諾等（以下「指示等」という。）を行う場合には、書面により行わなければならない。
- 2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、指示等を口頭により行うことができるものとする。この場合において、甲及び乙は、当該指示等を行った日から7日以内に、当該指示等の内容を書面に記載して相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約書又は仕様書に定める協議を行った場合には、当該協議の内容を書面に記録しておくものとする。

(権利の譲渡等)

- 第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第4条 乙は、委託業務の履行について、その全部を一括して、又は仕様書で指定した主たる部分を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(再委託の事前承諾義務)

- 第5条 乙は、委託業務の一部（前条の主たる部分を除く。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとする（以下「再委託」という。）ときは、甲の承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(履行体制の把握)

- 第6条 乙は、甲に前条の承諾を得て、再委託が行われたとき及び再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、仕様書で定められた様式（履行体制に関する書面）を甲に提出しなければならない。

(遵守事項)

- 第7条 乙は、委託業務の履行に当たっては正確かつ、安全に努め、管理する車両、備品等は常に善良な管理者の注意をもって良好な状態に保持し、委託業務以外の目的に使用してはならない。
- 2 乙は、委託業務の履行に当たっては道路交通法その他の関係法令等を遵守し、○○地方局管内の地理及び道路状況に精通していなければならない。
- 3 乙は、車両管理員に対しその身分を証するものを交付し、委託業務を履行している時間中、車両管理員に常にこれを携帯させなければならない。

(担当職員)

第8条 甲は、乙の委託業務の履行に係る指示及び履行の確認等を行うため担当職員を定め、その職、氏名等を乙に通知するものとする。これを変更したときも同様とする。

2 担当職員は、次に掲げる事項に関する権限を有する。

- (1) 乙又は次条に規定する車両管理責任者に対する委託業務の履行に係る指示、承諾若しくは協議又は報告聴取等に関すること。
- (2) 委託業務の処理状況の確認に関すること。

(車両管理責任者及び車両管理員の選任等)

第9条 乙は、委託業務を履行するため、自己の権限を委任し、業務の履行を管理する車両管理責任者を定めるとともに、履行場所において委託業務を履行する車両管理員を定め、それらの氏名その他必要な事項を甲に通知するものとする。これらを変更したときも同様とする。

2 車両管理責任者は、委託業務の履行に関し甲又は甲の定めた担当職員の指示等を受ける任にあたるとともに、乙の委託業務の履行に関し車両管理員に対して委託業務の指示及び指揮監督を行うものとする。

3 車両管理員は、車両管理責任者の指示に従い委託業務を履行するものとする。

4 車両管理員は、車両の運転中は安全運転に専念し、運転業務が終了したときはその旨を速やかに車両管理責任者に報告するものとする。

(適正な履行を確保するための措置)

第10条 甲は、車両管理責任者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 甲は、車両管理員で委託業務の処理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対してその理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に甲に通知しなければならない。

5 乙は、担当職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対してその理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

6 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に乙に通知しなければならない。

7 委託期間中に甲が定める契約違反に該当するような事態その他車両管理業務の品質を確保する上で看過できない事態が発生した場合は、乙は、当該事態の具体的な内容を報告しなければならない。

8 甲は、前項の規定による報告があった場合、乙に対して、必要な是正措置を要求することができるものとする。また、乙は是正措置要求に対する改善内容について、甲に報告しなければならない。

(業務内容の変更等)

第11条 甲は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、若しくは一時中止させ、又は委託期間を短縮することができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(自動車保険の加入)

- 第12条 乙は、その管理する車両に係る自動車保険（自動車損害賠償保障法に規定する自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済を除く。以下同じ。）契約を締結するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により自動車保険契約を締結したときは、その証券の写し又はこれに代わる証明書を遅滞なく甲に提出するものとする。
 - 3 乙は、甲の承諾なく自動車保険契約の内容の変更又は解約をしてはならない。

(事故等の報告等)

- 第13条 乙は、委託業務の履行に伴い事故等が発生した場合は、直ちに甲に報告し、事後処置について甲と協議するものとする。
- 2 乙は、前項の事故等に対する一切の処置手続を行うものとする。
 - 3 乙は、第1項の協議を行った後、事故等に係る処置経過について、適宜甲に報告するものとする。
 - 4 乙は、事故等の処置を終了したときは、遅滞無く、その旨を甲に報告するものとする。

(一般的損害等)

- 第14条 委託業務の履行について生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- 2 委託業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、乙が費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
 - 3 委託業務の委託期間に、天災等で甲と乙のいずれの責めにも帰すことができないものにより生じた損害については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(履行の報告及び確認)

- 第15条 乙は、車両管理確認日誌、車両走行実績等報告書その他車両管理に必要な書類を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、前項の書類のうち仕様書で定めるものについては、毎月末日に当月分を取りまとめて作成し、当該月末日から起算して10日以内に甲に提出するものとする。
 - 3 甲は、第1項の規定に基づき提出された書類を確認し、履行確認書を乙に交付するものとする。

(契約金額の計算)

- 第16条 契約金額は、頭書の基本月額に別紙1内訳書に定める金額を加減算した額とする。
- 2 委託業務履行時間を計算する場合には、1箇月分の委託業務履行時間を合計するものとし、その合計時間に1時間未満の端数が生じた場合には、その端数が30分以上のときは1時間に切り上げ、30分未満のときは切り捨てて計算するものとする。

(契約金額の支払)

- 第17条 乙は、第15条第3項の履行確認書に基づき、甲に対して契約金額の支払を請求するため、支払請求書を3箇月ごとに提出するものとする。
- 2 甲は、前項に基づき乙から正当な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に契約金額を支払わなければならない。
 - 3 甲は、支払請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その

理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該支払請求書を返付した日から甲が乙から是正した支払請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その支払請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、支払請求書の提出がなかつたものとする。

(支払の遅延)

第18条 甲は、約定期間に内に代金を支払わなかつたときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(契約保証金の返還等)

第19条 乙は、契約保証金を納付している場合において、委託期間が満了したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。
- 3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(甲の催告による解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - (2) 正当な理由なく、乙の委託業務履行体制の整備など契約上の重要な義務履行に関する是正措置要求に対して、乙が当該措置を講じない等、適正な履行ができないことが明らかであると認められるとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 前項にかかわらず、甲は、甲の都合によりこの契約を維持しがたい事実が生じたときは、1箇月前までに乙に通知して、この契約を解除することができる。

(甲の催告によらない解除権)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の催告をすることなくこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 資格を有する車両管理責任者、車両管理員等を配置できない等、乙が委託業務を履行できる見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第25条又は第26条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）、又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等と認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (10) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。
- ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことによ

り、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。
- 3 乙は、前2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第22条 第20条第1項各号又は前条第1項各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第20第1項及び前条第1項の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第23条 甲は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、既履行部分があると認めたときは、既履行部分を検査の上、既履行部分に相応する委託金額（以下この条及び次条において「既履行部分委託金額」という。）を乙に支払う。

- 2 前項に規定する既履行部分委託金額は、甲と乙が協議して定めるものとする。
- 3 乙は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて必要な費用を負担する。
- 4 前項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法については、甲が定めるものとする。
- 5 委託業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲と乙が民法の規定に従って協議して定めるものとする。

（甲の損害賠償請求等）

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 委託期間内に委託業務を完了することができないとき。
 - (2) 第20条第1項又は第21条第1項の規定により、委託業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、頭書の基本月額を委託期間を通じて合計した額に10分の1を乗じて得た額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第20条第1項又は第21条第1項の規定により委託業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 委託業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
 - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

（乙の催告による解除権）

第25条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 前項にかかわらず、乙は、乙の都合によりこの契約を維持しがたい事実が生じたときは、1箇月前までに甲に通知して、この契約を解除することができる。

（乙の催告によらない解除権）

第26条 乙は、第11条の規定により内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき、又は中止の期間が委託期間の2分の1以上に達したときには、前条第1項の催告をすることなくこの契約を解除することができる。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第27条 第25条第1項又は前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、第25条第1項又は前条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の損害賠償請求等）

第28条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第25条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（費用負担）

第29条 乙が委託業務を履行するにあたって必要となる費用は、仕様書に定めるものを除き、原則として乙が負担するものとする。

（設備、資機材等の調達等）

第30条 乙は、委託業務を履行するため必要となる設備、資機材等について、自己の負担と責任において確保しなければならない。

- 2 甲は、乙に対し委託業務の履行に必要な執務室（委託業務を履行するために必要な電気、水道を含む。）を無償で提供するものとする。

(臨機の措置)

- 第31条 乙は、災害防止等のため特に必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。
- 2 前項の場合においては、乙はそのとった措置の内容を直ちに担当職員に報告しなければならない。
 - 3 乙が、第1項の規定により臨機の措置を取った場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が、委託金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が、これを負担するものとする。この場合における甲の負担額は甲と乙が協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

- 第32条 乙は、委託業務の履行に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(乙の提案した総合評価項目に係る事項)

- 第33条 乙は、提出した総合評価に関する提出書類（別紙2）の内容を適切に履行しなければならない。
- 2 甲が乙の責めにより、提案内容が実施されていないと判断した場合、甲は乙に是正要求書を交付するものとする。
 - 3 乙は、前項の要求を受けたときは速やかに是正をしなければならない。
 - 4 乙は、第2項の要求に従い是正した場合は、速やかに甲に是正報告書を提出し、是正の確認を受けなければならない。この場合において、甲が是正を確認できない場合は、乙は引き続き第2項の要求に従い是正しなければならない。
 - 5 甲は、乙の責めにより、提案内容が実施されていないと判断した期間について、該当する評価項目の再評価を行い、入札時の技術評価点との差に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を違約金として次の式により算定するものとし、乙は、甲の請求に基づき、その算定した違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、下記算出式中の履行後の技術評価点とは、該当する評価項目を再評価した技術評価点とする。また、「是正要求期間」とは、「甲からの是正要求日（郵送の場合は到達日とする）」から「甲による是正報告書受理日（是正が確認された場合に限る）」までとする。ただし、是正報告書の提出がなく、委託期間が終了した場合は、「甲による是正報告書受理日（是正が確認された場合に限る）」を「委託期間終了日」と読み替えるものとする。

(違約金算出式)

$$\text{違約金} = \text{是正要求期間分として支払った金額} \times (1 - \text{履行後の技術評価点} / \text{当初入札時の技術評価点})$$

(違約金等の徴収)

- 第34条 乙が、この契約に基づく損害金、遅延利息又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して、委託金額支払の日までの日数に応じ、年3パーセントの割合を乗じて計算した利息を付した額と、甲の支払うべき委託金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(変更の届出)

第35条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

(法令等の遵守)

第36条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第37条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）及び遅延防止法によるものとし、同規則及び同法に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第38条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(別紙1) 内訳書

区分	金額	加減算
(1) 仕様書に定める平日に業務を行わなかった場合 【1日当たり】		減算
(2) 仕様書に定める履行時間帯に業務を行わなかった場合 【1時間当たり】		減算
(3) 発注者の指示で業務日に一切の業務を履行しなかった場合 【1日当たり】		減算
(4) 仕様書に定める平日のうち履行時間帯以外の時間に業務を行った場合 22時から翌日の5時まで 【1時間当たり】 上記以外の時間 【1時間当たり】		加算
(5) 仕様書に定める休日等に業務を行った場合 22時から翌日の5時まで 【1時間当たり】 上記以外の時間 【1時間当たり】		加算
(6) 宿泊を伴った場合 【1泊当たり】		加算

別紙2 車両管理業務違約金対象項目

令和8年度 車両管理業務（玉川ダム管理事務所）

評価項目	項目番	評価内容
2. 適正な連絡・ 履行体制の確保	①	運行指示を確実に履行するための対応等
	②	車両管理責任者（業務管理者）の専任性（手持ち業務量）
	④	災害時、緊急時及び大規災害時の対応等
	⑤	コンプライアンス（発注者が仕様書で求める秘密の保持及び法令遵守）について、車両管理員に対し具体的かつ確実に徹底する工夫
	⑦	車両管理員への教育・研修等の年間計画回数（研修内容は以下の全ての内容を網羅していることで1回とする。） <ul style="list-style-type: none"> ■発注者の業務に関する知識等を確保するための車両管理員への教育・研修 ■業務の円滑な遂行のための車両管理員へのマナー教育・研修 ■運行区域の道路状況・主要関係施設等の地理的知識を確保するための車両管理員への教育・研修 ■安全な運行のための知識・技能の教育・研修 ■事故発生時の関係各所への連絡体制及び現地での対応方法についての教育・研修 ■守秘義務に関する教育・研修
3. 運転業務の質 の向上	①	県内での同種業務における車両管理責任者（業務管理者）の業務経験
	②	配置予定の車両管理責任者（業務管理者）の「安全運転管理者講習」又は「運行管理者の一般講習」の過去3年間の受講実績又は認定運行管理士資格保有者
	③	配置予定の車両管理員に普通自動車、中型自動車、大型自動車の第2種免許保有者の占める割合（率）
	④	配置予定の車両管理員の年齢
	⑤	配置予定の車両管理員における無事故・無違反の年数
	⑥	配置予定の車両管理員における車両管理員としての勤務経験年数（人員輸送に限る。）
	⑦	配置予定の車両管理員に自動車整備士技能検定合格者の有無
	⑧	受注者として車両管理員の運転技術向上の工夫
	⑨	車両管理員が安全運行を行うための具体的な工夫（複数提案可）